○久留米大学学則(案)

昭和52年2月8日規則 第51-2号

目次

第1章 総則

- 第1節 目的及び使命(第1条-第1条の2)
- 第2節 教育及び研究の組織 (第2条-第8条)
- 第3節 運営の組織(第9条-第13条の2)
- 第4節 職員 (第14条-第22条の2)
- 第5節 名誉学長、名誉教授、特任教授、客員教授及び客員准教授(第23条-第25条)
- 第6節 学年及び休業日 (第26条・第27条)
- 第2章 教育に関する事項
 - 第1節 修業年限及び学期の区分 (第28条・第29条)
 - 第2節 学生定員(第30条)
 - 第3節 教育課程等に関する事項(第31条-第33条)
 - 第4節 入学に関する事項(第34条-第41条)
 - 第5節 在学年限(第42条)
 - 第6節 転学部、転学科、休学、復学、退学、転学及び留学(第42条の2-第 50条の2)
 - 第7節 教員免許状及び資格取得等に関する事項(第51条-第52条)
 - 第7節の2 専攻科に関する事項(第52条の2)
 - 第7節の3 留学生別科に関する事項(第52条の3)
 - 第8節 科目等履修生、外国人学生及び外国人留学生に関する事項(第53条-第57条の2)
 - 第9節 研究生に関する事項(第58条-第68条)
- 第3章 学納金に関する事項(第69条-第75条)
- 第4章 表彰、除籍及び懲戒に関する事項(第76条-第79条)
- 第5章 厚生保健施設(第80条)
- 第6章 健康診断(第81条)

附則

第1章 総則

第1節 目的及び使命

(目的及び使命)

- 第1条 久留米大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に基づき総合的専門的教育及び研究を行うことを目的とし、学識深く、教養の高い人材を育成し、併せて学術の進展並びに社会文化の向上に寄与することを使命とする。
- 2 第3条に規定する各学部又は学科の人材育成及び教育研究上の目的については、 別に定める。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命 を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価 を行うものとする。 2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

第2節 教育及び研究の組織

(学部及び大学院)

- 第2条 本学に、学部及び大学院をおく。
- 2 大学院については、別に定める。
- 第3条 学部は、次のとおりとし、それぞれ次の学科をおく。

文学部 心理学科

情報社会学科

国際文化学科

社会福祉学科

人間健康学部 総合子ども学科

スポーツ医科学科

法学部 法律学科

国際政治学科

経済学部 経済学科

文化経済学科

商学部 商学科

医学部 医学科

看護学科

医療検査学科

第4条 削除

(図書館、研究所等)

第5条 本学に、図書館、研究所等をおく。これについては、別に定める。 (学部附属研究所等)

第6条 学部に、研究所及び研究施設等をおく。これについては、別に定める。 (附属病院)

第7条 医学部に、附属病院をおく。これについては、別に定める。

(公開講座)

第8条 本学に、文化を高揚する目的をもって、公開講座をおくことができる。

第3節 運営の組織

(評議会)

- 第9条 本学に、評議会をおく。
- 2 評議会は、本学の教学に関する事項を審議決定し、又は学長の諮問に応ずるものとする。
- 3 評議会に関する規程は、別に定める。

(大学院合同委員会)

- 第9条の2 大学院に大学院合同委員会をおく。
- 2 大学院合同委員会は、学長、各研究科科長及び各研究科委員会の委員若干名をもって組織する。
- 3 学長は、大学院合同委員会を招集し、その議長となる。
- 4 大学院合同委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 大学院学則及び諸規程の制定・改廃に関する事項
- (2) その他大学院に関する事項

(学生部協議会)

- 第10条 本学に、学生部協議会をおく。
- 2 学生部協議会は、学長の諮問に応じ、本学学生の生活の向上及び指導に関する 重要事項について協議する。
- 3 学生部協議会に関する規程は、別に定める。 (御井学舎就職部協議会)
- 第10条の2 本学に、御井学舎就職部協議会をおく。
- 2 御井学舎就職部協議会は、学長の諮問に応じ、御井学舎学生の円滑な就職活動の推進及び就職指導に関する事項について協議する。
- 3 御井学舎就職部協議会に関する規程は、別に定める。 (教授会)
- 第11条 学部に、教授会をおく。
- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議のうえ意見 を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長等(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 教授会は、学部の教授をもって組織する。ただし、必要な事項については学部 の准教授、専任の講師及び助教を加えることができる。
- 5 教授会に関する規程は、別に定める。 (事務局)
- 第12条 本学に事務局をおく。その組織及び運営については、別に定める。 (学生部)
- 第13条 本学に学生部をおく。その組織及び運営については、別に定める。 (御井学舎就職部)
- 第13条の2 本学に、御井学舎就職部をおく。その組織及び運営については、別 に定める。

第4節 職員

(職員)

- 第14条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員 その他の職員をおく。これらの定員及び職務については、別に定める。
- 2 本学に、前項のほか、副学長及び学長特別補佐をおくことができる。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 学長特別補佐は、学長の職務を助ける。 (学長)
- 第15条 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 2 学長の選任については、別に定める。
- 3 学長に事故あるとき、又は学長が欠けたときは、学長があらかじめ指名した順序で、副学長が学長の職務を代理し、又は学長の職務を行う。 (学部長)
- 第16条 学部に、学部長をおく。
- 2 学部長は、当該学部の教授のうちから選出し、学部に関する事項を管掌する。

- 3 学部長は、教授会を招集し、その議長となる。
- 第17条 削除

(図書館長)

- 第18条 図書館に、図書館長をおく。
- 2 図書館長は、教授のうちから補し、図書館に関する事項を管掌する。 (研究所長等)
- 第19条 研究所等に所長を、研究施設等にその長をおく。
- 2 本学附属の研究所等の所長の選出については、別に定める。
- 3 学部附属の研究所の研究所長及び研究施設等の長は、関係学部の教授のうちから選出し、研究所及び研究施設等に関する事項を管掌する。

(病院長)

- 第20条 附属病院に、病院長をおく。
- 2 病院長は、医学部教授のうちから選出し、附属病院に関する事項を管掌する。 (事務局長)
- 第21条 事務局に、事務局長をおく。
- 2 事務局長は、本学の事務を総括する。

(学生部長)

- 第22条 学生部に、学生部長をおく。
- 2 学生部長は、教授のうちから補し、本学学生の生活の向上及び指導に関する事項を管掌する。

(就職部長)

- 第22条の2 御井学舎就職部に、就職部長をおく。
- 2 就職部長は、御井学舎に所属する教授のうちから補し、御井学舎学生の円滑な 就職活動の推進及び就職指導に関する事項を管掌する。

第5節 名誉学長、名誉教授、特任教授、客員教授及び客員准教授 (名誉学長)

第23条 学長として特に功労の顕著であった者に対し、名誉学長の称号を授与することができる。これについては、別に定める。

(名誉教授)

第24条 本学の教授として多年勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績 のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。これについては、 別に定める。

(特任教授、客員教授及び客員准教授)

第25条 本学に特任教授、客員教授及び客員准教授をおくことができる。これについては、別に定める。

第6節 学年及び休業日

(学年)

第26条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。 (休業日)

第27条 休業日(授業を行わない日)は、次のとおりとする。ただし、学部長は、 教授会の議を経て休業日を変更することができる。

日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する日本学創立記念日 4月28日

春季休業日 4月1日から4月10日まで

夏季休業日7月11日から9月10日まで冬季休業日12月25日から翌年1月8日まで学年末休業日3月21日から3月31日まで

第2章 教育に関する事項

第1節 修業年限及び学期の区分

(修業年限)

第28条 学生の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科については6年とする。

(学期の区分)

第29条 学期の区分は、学部規則において定める。

第2節 学生定員

(学生定員)

第30条 学生定員は、次のとおりとする。

		入学定員	編入学定員	外 国 人	収容定員
				留学生定員	
文学部	心理学科	85名	1名	2名	350名
	情報社会学科	52名	1名	2名	218名
	国際文化学科	102名	2名	4名	428名
	社会福祉学科	52名	1名		210名
人間健康学部	総合子ども学科	50名			200名
	スポーツ医科学科	70名			280名
法学部	法律学科	220名	4名	4名	904名
	国際政治学科	66名		4名	280名
経済学部	経済学科	152名	2名	5名	632名
	文化経済学科	96名	2名	4名	404名
商学部	商学科	240名		10名	1,000名
医学部	医学科	110名			660名
	看護学科	110名			440名
	医療検査学科	74名			296名

第3節 教育課程等に関する事項

(教育課程)

- 第31条 学部における教育課程、履修の方法、学習の評価、課程の修了及び進級 に関する事項は、学部規則において定める。
- 第31条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 文部科学大臣が定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に 利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 4 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施 設以外の場所で行うことができる。

(卒業)

- 第32条 第28条に規定する期間以上在学し、所定の教育課程を履修取得した者に は、学士の学位を授与する。
- 第33条 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第31条の2第2項の授業の 方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。ただし、卒業に必要 な単位が124単位(医学部医学科にあっては188単位)を超える学部にあっては、 その超える部分の単位数を60単位に加えることができる。

第4節 入学に関する事項

(入学の時期)

- 第34条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第39条による入学については、別に定める。
- 2 第35条第3号及び第4号に該当する者については、教育上支障がないときは、 後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

- 第35条 学部に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。
 - (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 文部科学大臣の指定した者
 - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、満18歳に達した者
 - (8) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後修了した者
 - (9) 学校教育法第90条第2項の規定により他大学に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

(学力検定料)

第36条 第35条第7号によって学力検定を受けようとする者は、別に定める学力 検定料を納入しなければならない。

(入学志願手続)

第37条 入学志願者は、別に定めるところにより、入学願書及び資料に入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

(入学の許可)

第38条 入学は、選考のうえ許可する。

(再入学)

第39条 再入学を志願する者については、前条の規定にかかわらず入学を許可す ることができる。

(編入学)

第40条 次の各号の一に該当する者で編入学を志願する者については、選考のう

え編入学を許可することができる。

- (1) 本学の一の学部の卒業者又は修業者
- (2) 他の大学の卒業者又は修業者
- (3) 短期大学又は高等専門学校の卒業者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(ただし、学校教育法第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

(入学手続)

- 第41条 入学を許可された者は、誓約書その他の書類を学長に提出し、所定の学 納金を所定の期日までに納めなければならない。
- 2 前項に規定する手続を履行しないときは、入学許可を取消す。

第5節 在学年限

(在学年限)

- 第42条 学生は、第2年次の終りまでに4年、通算8年を超えて在学することができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生については、第1年次から第4 年次においては各2年、第5年次から第6年次の終わりまでに4年、通算12年を 超えて在学することができない。

第6節 転学部、転学科、休学、復学、退学、転学及び留学

(転学部及び転学科)

第42条の2 転学部及び転学科は、収容定員に余裕のある場合、学長が許可することができる。

(休学)

- 第43条 学生が、病気その他やむを得ない事情のため引続き3月以上修業できないときは、学長の許可を得て休学することができる。
- 第44条 病気のため修業に不適当と認められる学生に対しては、学長は、休学を 命ずることができる。

(復学)

第45条 休学期間が満了したとき、又は休学中にその事情が消滅したときは、学 長の許可を得て復学することができる。

(休学期間)

- 第46条 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。
- 第47条 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科の休学期間は、連続して2年及び通算 して4年を超えることができない。

(休学中の学納金)

第48条 休学期間中の学納金については、別に定める。

(退学)

第49条 学生が退学しようとするときは、書面をもって学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(転学)

第50条 学生が他の大学に転学しようとするときは、事前に書面をもって学長に 願い出て、その許可を受けなければならない。

(留学)

第50条の2 学生が外国の大学に留学しようとするときは、事前に書面をもって

学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の取り扱いについては、別に定める。

第7節 教員免許状及び資格取得等に関する事項

(教員免許状取得の所要資格)

- 第51条 教員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許 法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。
- 2 本学の学部の学科において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。取得方法については、別に定める。

学 部	学科	教員の免許状の種類	免 許 教 科
	心理学科	高等学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状	公民
文学部	情報社会学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民
义 子 叫	国際文化学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	国語・社会・英語 国語・地理歴史・英語
	社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状	公民・福祉
人間健康	総合子ども学科	幼稚園教諭一種免許状	
学部	スポーツ医科学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	保健体育 保健体育
法学部	法律学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民
亿 子 即	国際政治学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史・公民
経済学部	経済学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 公民・情報・商業
(注)(月)子司	文化経済学科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史・公民
商学部	商 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	社会 地理歴史・公民・情報 商業

(図書館司書となる所要資格)

- 第51条の2 図書館司書となる資格を取得しようとする者は、図書館法及び図書館法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。 (日本語教育)
- 第51条の3 本学に、外国人に日本語を教育する教員の養成を行うために必要な 授業科目を開設する。

- 2 前項の取扱いについては、別に定める。
- 第51条の4 削除

(博物館学芸員となる所要資格)

- 第51条の5 博物館学芸員となる資格を取得しようとする者は、博物館法及び博物館法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。

(精神保健福祉士国家試験受験資格)

- 第51条の6 精神保健福祉士国家試験受験資格取得志望者は、精神保健福祉士法 に定める所要単位を修得しなければならない。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。

(社会福祉士国家試験受験資格)

- 第51条の7 社会福祉士国家試験受験資格取得志望者は、社会福祉士及び介護福祉 士法に定める所要単位を修得しなければならない。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。

(保育士の資格取得)

- 第51条の8 人間健康学部総合子ども学科における保育士資格取得志望者は、児童 福祉法及び児童福祉法施行規則に定める所要単位を修得しなければならない。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。

(公認心理師国家受験資格)

- 第51条の9 文学部心理学科における公認心理師国家試験受験資格取得希望者は、 公認心理師法に定める所要単位を修得しなければならない。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。

(履修料及び実習料)

第52条 第51条、第51条の2、第51条の3、第51条の5、第51条の6、第51条の7、第51条の8及び第51条の9の教員免許状の取得及び資格取得等のための科目を履修しようとする者は、別に定める履修料及び実習料を納入しなければならない。

第7節の2 専攻科に関する事項

(専攻科)

第52条の2 本学に次の専攻科を置き、学生収容定員は、次のとおりとする。

文学専攻科 心理学専攻 5名

情報社会専攻 5名

国際文化専攻5名社会福祉専攻5名

法学専攻科 法律学専攻 10名

国際政治学専攻 5名

経済学専攻科 経済学専攻 10名

商学専攻科 商学専攻 10名

2 専攻科については、別に定める。

第7節の3 留学生別科に関する事項

(留学生別科)

- 第52条の3 本学に留学生別科を置く。
- 2 別科の修業年限は、1年(以下「1年コース」という。)又は1年半(以下「1年コース」という。)とする。ただし、教育上適当と認められる場合は、別に定

めるところにより、通算2年までの在学を許可することができる。

3 1年コース及び1年半コースの学生収容定員は、次のとおりとする。

1年コース定員 1年半コース定員

留学生別科 15名

20名

収容定員 55名

4 留学生別科については、別に定める。

第8節 科目等履修生、特別科目等履修生、派遣聴講生、外国人学生及び 外国人留学生に関する事項

(科目等履修生)

- 第53条 学部の授業科目を定めて聴講しようとする者には、学部長は、学部の定めるところにより、科目等履修生として授業の聴講を許可することができる。 (特別科目等履修生、派遣聴講生)
- 第54条 本学と単位互換に関する協定のある大学等との間で、特別科目等履修生 又は派遣聴講生として相互交流をしようとするときは、事前に書面をもって学長 に願い出て、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の取扱いについては、別に定める。

(聴講授業科目単位の認定)

第55条 科目等履修生に対しては、聴講した授業科目の単位を認定することができる。

(聴講料)

- 第56条 科目等履修生は、別に定める聴講料を納入しなければならない。 (外国人学生及び外国人留学生)
- 第57条 外国人であって、高等学校の卒業者と同等以上の学力があると認められる者は、選考のうえ外国人学生として学部に入学を許可することができる。
- 2 外国人であって、高等学校の卒業者と同等以上の学力があると認められる者は、 選考のうえ外国人留学生(一般留学生)として学部に入学を許可することができ る。

(協定に基づく外国人留学生)

- 第57条の2 外国人であって、外国の大学から協定に基づき派遣される者は、選 考のうえ外国人留学生(協定校留学生)として学部に留学を許可することができ る。
- 2 前項の取り扱いについては、別に定める。

第9節 研究生に関する事項

(研究生)

- 第58条 学部において特殊事項に関する研究に従事しようとする者があるときは、 当該学部において適当と認め、かつ、さしつかえのない場合に限り、学部の定め るところにより研究生として入学を許可することができる。
- 2 本学附属の研究所の研究生に関する事項については、別に定める。 (資格)
- 第59条 研究生として入学を志願することのできる者は、学士又はこれと同等以上の学力があり、かつ、学部において適当と認められた者とする。 (志願)
- 第60条 研究生として入学を志願する者は、別に定めるところにより、願書に研究事項を記載し、履歴書及び入学検定料を添えて学部長に提出しなければならない。

(入学)

第61条 研究生の入学は、学部長が教授会の議を経て許可する。

(指導教育職員)

第62条 研究生の指導教育職員は、教授会において定める。

(入学の時期)

第63条 研究生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある ときは、この限りでない。

(研究期間)

第64条 研究生の研究期間は、1年とする。ただし、必要があるときは指導教育職員を通じて申し出る場合、研究期間の延長を許可することができる。

(学部の講義の聴講、実験又は実習参加)

- 第65条 研究生に対して、指導教育職員の請求があるときは、学部長は教授会の 議を経て学部の講義、実験又は実習に出席することを許可することができる。 (退学)
- 第66条 研究生が、退学しようとするときは、書面をもって学部長に願い出て、 その許可を受けなければならない。

(除籍)

- 第67条 研究生が、次の各号の一に該当するときは、学部長は教授会の議を経て 除籍する。
 - (1) 第68条に定める料金の督促を受けても納入しないとき
 - (2) 研究を怠り研究生として不適当と認められるとき

(入学料及び研究料)

第68条 研究生は、別に定める入学料及び研究料を納入しなければならない。

第3章 学納金に関する事項

(入学金)

- 第69条 学部に入学する者は、入学金を納入しなければならない。
- 2 入学金の納入の時期は、別表第2-1及び別表第2-2に定める。 (授業料)
- 第70条 学生は、授業料を納入しなければならない。
- 2 授業料は、分納することができる。分納の時期及び額については、別表第2-1及び別表第2-2に定める。
- 3 学年の中途において卒業する者の納入する授業料は、別に定める。
- 4 外国の大学に留学する者の授業料については、別に定める。 (その他の納入金)
- 第71条 学生は、その他の納入金を納入しなければならない。
- 2 その他の納入金は、分納することができる。分納の時期及び額については、別表第2-1及び別表第2-2に定める。

(学納金の返還)

- 第72条 この学則に基づいて納められた学納金は、返還しない。ただし、特待生 及び所定の期日までに入学辞退の届け出を行い、かつ、学納金の返還を申し出た 者については、入学金を除く学納金を返還する。
- 2 医学部医学科学生納入金減免規程に基づいて減免を決定された者については、 既納の学納金のうちから減免額を返還する。

(学納金表等)

第73条 学納金及びその分納額は、次のとおりとする。

- (1) 第37条及び第60条に規定する入学検定料については、別表第1
- (2) 第69条、第70条及び第71条に規定する入学金、授業料、施設拡充維持料、教育充実料、実験実習料及び休学時在籍料については、別表第2-1及び別表第2-2
- (3) 第56条及び第68条に規定する聴講料、入学料及び研究料については、別表第 3-1 及び別表第 3-2

(諸証明手数料)

第74条 学生が、諸証明書を請求するときは、証明手数料を納入しなければならない。

(追試験料等)

第75条 追試験又は再試験を受ける学生は、試験料を納入しなければならない。 試験料は、学部において定める。

第4章 表彰、除籍及び懲戒に関する事項

(表彰)

- 第76条 学生が、次の各号の一に該当するときは、学長は教授会の意見を聞いて 適当な方法で表彰することができる。
 - (1) 学業人物ともに優秀な学生
 - (2) 特に賞賛に値する行為のあった学生
- 2 前項第1号に該当する者で特に優秀な者は、特待生とすることができる。特待 生に関する規程は、別に定める。

(除籍)

- 第77条 学生が、この学則その他の規則で定められた学納金(教員免許状及び資格取得等のための科目の履修料及び実習料は除く。)の督促を受けても納めないときは、学部長は学長の許可を得て除籍する。
- 2 学生が長期間欠席し、又は成業の見込みがないと認められるときは、学部長は、学長の許可を得て除籍する。

(懲戒)

- 第78条 学生が、この学則又はこれに基づいて定められた諸規則に違反し、本学の名誉を傷つける言動をし、その他本学学生としての本分に背く行為をしたときは、その軽重によって学部長は、学長の命により懲戒する。
- 2 懲戒は、戒告、停学及び放学とする。ただし、放学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (3) 本学の秩序を乱し、その他本学学生としての本分に著しく背いた者 (停学期間の学納金)
- 第79条 学生は、停学期間中もこの学則その他の規則によって定められる学納金 を納入しなければならない。

第5章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第80条 本学に、健康相談施設、学生集会所、学生食堂、学生売店、寄宿舎等を おくことができる。

第6章 健康診断

(健康診断)

第81条 学生は、毎年定められたときに健康診断を受けなければならない。

附則

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる学則は、廃止する。

久留米大学学則(昭和25年4月1日施行)

附 則 (52. 5. 27)

この学則は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則 (52. 10. 28)

この学則は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則 (52. 11. 25)

- 1 この学則は、昭和52年12月24日から施行する。
- 2 学則第73条については、昭和52年度までの入学生には適用せず改正前の規定に よる。

附 則 (53. 2. 24)

この学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (53. 7. 28)

この学則は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則 (53. 12. 22)

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和53年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (54. 2. 23)

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(54.6.22)(55.1.8付文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず商学部については、昭和57年度までの学生総定員は、 次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	総定員
55	商学部	商学科	970
55		経済学科	700
F.G.	F.0	商学科	980
56	商学部	経済学科	800
57 商学部	商学科	990	
	問学 部	経済学科	900

附 則 (54. 10. 26)

この学則は、昭和54年11月24日から施行する。

附 則 (54. 11. 27)

- この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和54年度までの入学生には適用せず改

正前の規定による。

附 則 (55. 1. 25)

この学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (55. 6. 27)

この学則は、昭和55年8月1日から施行する。

附 則 (55. 10. 27)

この学則は、昭和55年12月1日から施行する。

附 則 (55. 12. 26)

この学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (56. 10. 30)

- 1 この学則は、昭和56年11月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和56年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (57. 12. 24)

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和57年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (58. 12. 23)

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和58年度までの入学生には適用せず改正前の規定による。

附 則 (59. 12. 21)

この学則は、昭和59年12月21日から施行する。ただし、改正後の第73条第1項第1号及び第2号については、昭和60年度入学に係る者から適用する。

附 則 (60. 5. 24)

この学則は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則 (60. 9. 27)

この学則は、昭和60年10月15日から施行する。

附 則 (61. 1. 24)

この学則は、昭和61年2月1日から施行する。

附 則 (60. 12. 20)

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和60年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (61. 9. 26)

この学則は、昭和61年10月15日から施行する。

附 則 (61. 12. 26)

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和61年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (60. 6. 28) (61. 12. 23付文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず法学部については、昭和64年度までの学生総定員は、 次の表のとおりとする。

摘要	学部	学科	総定員
年度 ———	1 b	一 11	

62	法 学 部	法 律 学 科	250
63	法 学 部	法 律 学 科	500
64	法 学 部	法 律 学 科	750

附 則 (62. 12. 25)

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和62年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (63. 12. 23)

- 1 この学則は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、昭和63年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (1.3.24)

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 入学金については、学則第73条第1項第2号の定めにかかわらず、平成元年度 入学者で平成元年3月31日までに入学の意思表示をした者には適用せず、改正前 の規定による。
- 3 昭和63年度までの入学生については、学則第73条第1項第2号の授業料、施設 設備維持料又は施設拡充維持料及び教育充実料については適用せず、なお改正前 の規定による。ただし、施設設備維持料又は施設拡充維持料については、従前の 額に3%を加算するものとする。
- 4 平成元年度の入学生に係る同年度の施設設備維持料又は施設拡充維持料については、昭和63年12月29日までに入学手続を完了した者には、施設設備維持料の規定は適用せず、改正前によるものとし、その他の者に係る施設設備維持料及び施設拡充維持料についての別表第2に定める納入期限については、理事長が別に定めるところによるものとする。

附 則 (1.7.28)

この学則は、平成元年8月1日から施行する。

附 則 (2.1.26)

- 1 この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成元年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (1.8.25)

この学則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (2. 7. 27)

- 1 この学則は、平成2年7月27日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 学則第51条については、平成元年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則 (3.1.25)

- 1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成2年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (3.7.26)

この学則は、平成3年7月26日から施行する。

附 則 (3.9.28)

この学則は、平成3年9月28日から施行し、同年7月1日から適用する。

附 則 (3. 9. 28)

- 1 この学則は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 平成元年3月24日改正の附則第3項のただし書による昭和63年度までの入学生 の施設設備維持料又は施設拡充維持料に係る3%の加算額は、これを徴収しない ものとする。

附 則 (3.12.20)

この学則は、平成3年12月20日から施行し、同年11月14日から適用する。

附 則 (3.12.20)

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成3年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則(4.2.28)(3.12.20付文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず文学部については、平成6年度までの学生総定員は、次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	総定員
4	4 文学部	人間科学科	100
4		国際文化学科	100
_	수 ²²⁴ 수17	人間科学科	200
5	文 学 部	国際文化学科	200
6	→ ☆ ☆	人間科学科	300
	文学部	国際文化学科	300

3 第30条の規定にかかわらず医学部については、平成8年度までの学生総定員は、次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	総定員
4	医 学 部	医 学 科	700
5	医 学 部	医 学 科	680
6	医 学 部	医 学 科	660
7	医 学 部	医 学 科	640
8	医学部	医 学 科	620

4 第30条の規定にかかわらず平成4年度から平成11年度までの法学部法律学科の 入学定員は、300名とする。

附 則 (4. 7. 24)

この学則は、平成4年7月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (4.7.24)

この学則は、平成4年7月24日から施行する。

附 則 (4.12.25)

1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。

2 学則第73条第1項第2号については、平成4年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (5.3.26)

この学則は、平成5年3月26日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則 (5.3.26)

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (6.2.25)

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず法学部法律学科、法学部国際政治学科、経済学部経済学科及び医学部看護学科については、平成8年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

なお、商学部経済学科については、平成8年度までの学生の収容定員は次の表のとおりとし、当該学科に在学者がなくなるまでの間存続するものとする。

摘要 年度	学部	学科	収容定員
	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	950 50
6	経済学部	経済学科	250
	商学部	経済学科	750
	医学部	看護学科	100
	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	900 100
7	経済学部	経済学科	500
	商学部	経済学科	500
	医学部	看護学科	200
8	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	850 150
	経済学部	経済学科	750
	商学部	経済学科	250
	医 学 部	看 護 学 科	300

- 3 第30条の規定にかかわらず平成6年度から平成11年度までの法学部法律学科の 入学定員は、230名とし、法学部国際政治学科の入学定員は、70名とする。
- 4 学則第42条第1項については、平成5年度までの入学生には適用せず改正前の 規定による。
- 5 学則第73条第1項第2号については、平成5年度までの入学生には適用せず改 正前の規定による。

附 則 (6.3.24)

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (6.11.25)

この学則は、平成6年11月25日から施行する。

附 則 (6.11.25)

- 1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成6年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

なお、文学部人間科学科心理学系の実験実習料については、平成7年度以降に おいて2年次生、3年次生及び4年次生となる者から適用する。

附 則 (7.12.22)

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成7年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (8.1.26)

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (8.11.22)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第1号については、平成7年11月1日から適用する。
- 3 学則第73条第1項第2号については、平成8年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (9.3.28)

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (9.6.27)

この学則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (9.6.27)

この学則は、平成9年7月1日から施行する。

附 則 (9.9.26)

この学則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (10. 1. 30)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (10. 1. 30)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (10. 1. 30)

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成9年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (10. 3. 27)

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (11. 1. 29)

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (11. 1. 29)

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成10年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (11. 5. 28)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(11.5.28)(11.10.22付文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず法学部については、平成14年度までの学生の収容定

員は、次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	収容定員
10	12 法学部	法 律 学 科	885
12		国際政治学科	245
10	法 学 部	法 律 学 科	920
13	伍 子 前	国際政治学科	270
14	法 学 部	法 律 学 科	950
		国際政治学科	290

附 則(11.5.28)(11.12.22付文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 学則第30条の規定にかかわらず文学部社会福祉学科については、平成14年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。
- 3 学則第73条第1項第2号については、平成11年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

	-		
捕要 年度	学部	学科	収容定員
12	文 学 部	社会福祉学科	100
13	文 学 部	社会福祉学科	200
14	文 学 部	社会福祉学科	310

附 則 (11. 11. 26)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成11年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (11. 12. 24)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (12. 1. 28)

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(12.4.27)(12.10.26付文部大臣認可)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 学則第30条の規定にかかわらず医学部看護学科の平成13年度の収容定員は、 408名とする。

附 則 (12. 9. 22)

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (13. 1. 26)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成12年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (13. 7. 27)

この学則は、平成13年8月1日から施行する。

附 則(13.3.22)(13.8.1付文部科学大臣認可)

(13. 10. 30付文部科学大臣認可)

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号については、平成13年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。
- 3 第30条の規定にかかわらず文学部の心理学科及び情報社会学科並びに経済学部の経済学科及び文化経済学科については、平成16年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

なお、文学部人間科学科については、平成16年度までの学生の収容定員は次の表のとおりとし、当該学科に在学生がなくなるまでの間存続するものとする。

摘要 年度	学部	学科	収容定員
14	文 学 部	心 理 学 科 情報社会学科 人 間 科 学 科	87 63 331
	経済学部	経 済 学 科 文化経済学科	980 100
15	文 学 部	心 理 学 科 情報社会学科 人 間 科 学 科	174 126 226
	経済学部	経 済 学 科 文化経済学科	880 200
16	文 学 部	心 理 学 科 情報社会学科 人 間 科 学 科	266 194 113
	経済学部	経 済 学 科 文化経済学科	770 310

附 則 (13. 9. 28)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (14. 1. 25)

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (14. 6. 28)

この学則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則(15.4.25)(15.11.27付文部科学大臣認可)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (15. 9. 26)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (16. 1. 23)

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (16. 11. 26)

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (16. 11. 26)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度までの医学部医学科の入学生については、第42条第2項に規定のう

ち「第4年次の終りまでに8年、通算12年を超えて在学することができない。」を 「通算12年を超えて在学することができない。」に読み替える。

附 則 (17. 9. 22)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (18. 9. 22)

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず文学部情報社会学科、文学部国際文化学科、法学部 法律学科、法学部国際政治学科、経済学部文化経済学科及び商学部商学科につい ては、平成21年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

摘 要 年 度	学部	学科	収 容 定 員
	文 学 部	情報社会学科 国際文化学科	261 443
19	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	979 309
	経済学部	文化経済学科	419
	商学部	商学科	1,045
20	文 学 部	情報社会学科 国際文化学科	260 442
	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	978 308
	経済学部	文化経済学科	418
	商学部	商学科	1,050
	文 学 部	情報社会学科 国際文化学科	259 441
21	法 学 部	法 律 学 科 国際政治学科	977 307
	経済学部	文化経済学科	417
	商学部	商学科	1, 055

附 則 (18. 11. 24)

- この学則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 (19. 2.23)
- この学則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則(19.9.28)
- この学則は、平成19年10月1日から施行する。 附 則(20.2.22)
- この学則は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 (20. 9. 17)
- この学則は、平成20年9月1日から施行する。 附 則 (20. 9.17)
- この学則は、平成21年4月1日から施行する。 附 則(20.9.17)

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、平成25年度までの学生総定員は、次の表のとおりとする。

描要 年度	学部	学科	総定員
21	医 学 部	医学科	610
22	医 学 部	医学科	620
23	医 学 部	医 学 科	630
24	医 学 部	医 学 科	640
25	医学部	医学科	650

附 則 (21. 7. 24)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部看護学科の平成22年度の収容定員は、408名と する。

附 則 (21. 9. 25)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、平成26年度までの学生総 定員は、次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	総定員
22	医学部	医学科	625
23	医学部	医学科	640
24	医学部	医学科	655
25	医学部	医学科	670
26	医学部	医学科	685

附 則 (21. 11. 27)

この学則は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (21. 11. 27)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度までの医学部看護学科入学生については、学則第73条第1項第2号 は適用せず、改正前の規定による。

附 則 (22. 9. 24)

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度までの医学部医学科の研究生については、学則第73条第1項第3号 は適用せず、改正前の規定による。

附則

この学則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (24. 3. 22)

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず文学部心理学科、文学部情報社会学科、文学部国際 文化学科、文学部社会福祉学科、法学部法律学科、法学部国際政治学科、経済学

部経済学科、経済学部文化経済学科及び商学部商学科については、平成27年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

海要 年度	学部	学科	収容定員
		心理学科	357
	文 学 部	情報社会学科	256
		国際文化学科	437
		社会福祉学科	416
25	法学部	法 律 学 科	971
	位 子 印	国際政治学科	301
	 経済学部	経済学科	655
	准 角 子 pp	文化経済学科	411
	商学部	商 学 科	1,055
		心理学科	356
	文 学 部	情報社会学科	254
		国際文化学科	434
		社会福祉学科	412
26	法 学 部	法 律 学 科	966
		国際政治学科	296
	経済学部	経済学科	650
		文化経済学科	406
	商学部	商 学 科	1,050
		心理学科	357
	文学部	情報社会学科	255
	文 学 部	国際文化学科	437
		社会福祉学科	413
27)	法 律 学 科	966
	法学部	国際政治学科	296
	❖ ➢ ➢ ↔	経済学科	650
	経済学部	文化経済学科	406
	商学部	商学科	1, 055

附 則 (26. 7. 25)

附 則 (26. 7. 25)

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

この学則は、平成26年9月1日から施行する。

2 学則第73条第1項第2号については、平成26年度までの入学生には適用せず、 改正前の規定による。

附 則 (26. 11. 28)

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 学則第47条第2項については、平成26年度までの入学生には適用せず、改正前 の規定による。

附 則 (27. 3. 27)

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (27. 9. 25)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 学則第52条の3第2項のただし書については、平成27年度までの入学生には適 用せず、改正前の規定による。

附 則 (27. 12. 25)

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 学則第42条第2項については、平成27年度までの入学生には適用せず、改正前 の規定による。

附 則 (28. 9. 23)

この学則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則 (28. 2. 26)

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第30条にかかわらず文学部心理学科、文学部情報社会学科、文学部国際文化学科、文学部社会福祉学科、人間健康学部総合子ども学科、人間健康学部スポーツ医科学科、法学部法律学科、法学部国際政治学科、経済学部経済学科、経済学部文化経済学科、商学部商学科及び医学部看護学科については、平成31年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

子生の収存足員は、次の衣のとおりとする。					
摘要 年度	学部	学科	収容定員		
		心理学科	356		
	文学部	情報社会学科	246		
	人 子 部	国際文化学科	437		
		社会福祉学科	364		
	人間健康学	総合子ども学科	50		
29	部	スポーツ医科学科	70		
29	法 学 部	法 律 学 科	956		
		国際政治学科	286		
	상작 기관 <u>산소</u> 금대	経済学科	647		
	経済学部	文化経済学科	404		
	商学部	商 学 科	1, 045		
	医 学 部	看 護 学 科	410		
30	文 学 部	心理学科	354		

		情報社会学科	236
		国際文化学科	434
		社会福祉学科	314
	人間健康学	総合子ども学科	100
	部	スポーツ医科学科	140
	VI 24 40	法 律 学 科	946
	法 学 部	国際政治学科	276
	経済学部	経済学科	644
	产 併 子 司	文化経済学科	402
	商学部	商 学 科	1,030
	医 学 部	看 護 学 科	420
	文 学 部	心理学科	352
		情報社会学科	226
		国際文化学科	431
		社会福祉学科	264
	人間健康学	総合子ども学科	150
31	部	スポーツ医科学科	210
31	法学部	法 律 学 科	936
	位 子 副	国際政治学科	266
	経済学部	経済学科	641
	小式 177 子,由17	文化経済学科	400
	商学部	商学科	1, 015
	医 学 部	看 護 学 科	430

附 則 (29. 7. 28)

この学則は、平成29年8月1日から施行する。

附 則 (29. 11. 24)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (30. 3. 23)

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (30. 7. 27)

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 学則第73条第1項第2号の別表第2-1については、平成30年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則 (31. 2. 22)

- 1 この学則は、平成32年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず文学部心理学科、文学部情報社会学科、文学部国際文化学 科、文学部社会福祉学科、法学部法律学科、法学部国際政治学科、経済学部経済学科及

び経済学部文化経済学科については、平成34年度までの学生の収容定員は、次の表のとおりとする。

海要 年度	学部	学科	収容定員
		心理学科	349
	- 사 사 수대	情報社会学科	216
	文 学 部	国際文化学科	426
32		社会福祉学科	211
32	法学部	法 律 学 科	915
	伍 子 即	国際政治学科	262
	 経済学部	経済学科	635
	胜伊子印	文化経済学科	398
	文 学 部	心理学科	348
		情報社会学科	216
		国際文化学科	424
33		社会福祉学科	208
33	法 学 部	法 律 学 科	904
		国際政治学科	268
	経済学部	経済学科	632
		文化経済学科	398
		心理学科	349
	文学部	情報社会学科	217
	人 子 即	国際文化学科	426
34		社会福祉学科	209
	法学部	法 律 学 科	904
	14 十 明	国際政治学科	274
	経済学部	経済学科	632
	性 併 子 前	文化経済学科	401

附 則 (1.12.26)

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和8年度までの入学定員及び学生総定員は、次の表のとおりとする。ただし、令和2年度及び3年度の入学定員及び学生総定員については適用せず、改正前の規定による。

摘要 年度	学 部	学科	之 科 入学定員	
令和 2	医 学 部	医学科	115	690
令和3	医 学 部	医学科	115	690

令和4	医学部	医学科	110	685
令和 5	医学部	医学科	110	680
令和6	医学部	医学科	110	675
令和7	医 学 部	医学科	110	670
令和8	医学部	医学科	110	665

附 則 (2.3.27)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (3.3.26)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (3.3.26)

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 学則第51条第2項については、令和2年度までの入学生には適用せず、改正前の規 定による。

附 則 (3.5.28)

この学則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則 (3. 7.30)

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和9年度までの入学定員及び学生総定員は、次の表のとおりとする。

摘要 年度	学部	学科	入学定員	総定員
令和4	医学部	医学科	115	690
令和5	医学部	医学科	110	685
令和6	医学部	医学科	110	680
令和7	医学部	医学科	110	675
令和8	医学部	医学科	110	670
令和9	医学部	医 学 科	110	665

附 則 (4.2.25)

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (4.7.22)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第30条の規定にかかわらず医学部医学科については、令和10年度までの入学定員及び学生総定員は、次の表のとおりとする。

描要 年度	学部	学 科	入学定員	総定員
令和5	医 学 部	医学科	115	690
令和6	医学部	医学科	110	685
令和 7	医学部	医学科	110	680
令和8	医 学 部	医学科	110	675

令和 9	医学部	医学科	110	670
令和10	医学部	医学科	110	665

附 則 (4.9.30)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 学則第42条第2項については、令和4年度までの入学生には適用せず、改正前の規定による。

附 則 (5.6.23)

この学則は、令和5年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (5.1.27)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (5.6.24)

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

入学検定料の納入金表

学部	文学部・人間 健康学部・法	医	学	部	
金額・	学部・経済学 部・商学部	医 学 科	看護学科	医療検査 学 科	納入期限
項目 期限		納入	金額		
入学検定料	32,000円	60,000円	32,000円	32,000円	
入学検定料 (共通テスト利用 選抜)	15, 000円		15, 000円	15, 000円	
入学検定料 (前期・共通テス ト併用型選抜)	10,000円		10,000円		入 学 願 書 受付締切日
入学検定料 (共通テスト英語 4技能利用選抜)	15, 000円				
入学検定料 (学部研究生)	20,000円				

備考

- 1 文学部、人間健康学部、法学部、経済学部及び商学部の前・後期一般選抜において、同一試験日に併願した場合のみ、2学部目以降の入学検定料を各々10,000円とする。
- 2 文学部、人間健康学部、法学部、経済学部及び商学部の共通テスト利用選抜(A 日程又はB日程)及び共通テスト英語4技能利用選抜において併願した場合は、2 学部目以降の入学検定料を各々10,000円とする。
- 3 文学部、人間健康学部、法学部、経済学部、商学部及び医学部看護学科の前期・ 共通テスト併用型選抜(前期一般選抜と大学入学共通テストとの併用入試)の検定 料については、各々の前期一般選抜検定料に加え、別途、10,000円とする。また、 併願した場合の2学部目以降の入学検定料についても同額とする。
- 4 医学部医学科において、同一試験で実施される異なる試験種別を併願する場合、 併願分の入学検定料を30,000円とする。

別表第2-1

入学金、授業料その他の納入金表

学部	文学部・法学	人間健	康学部	
金額・	部・経済学部・ 商学部	総合子ども学科	スポーツ医科学科	
項目	納入金額	納入金額	納入金額	納入期限
入 学 金	200,000円	200,000円	200,000円	入学申込締切日
授 業 料 1 期 2 期	335, 000円 335, 000円	345, 000円 345, 000円	385, 000円 385, 000円	4月末日(※1) 10月末日
教 育 充 実 料 1 期 2 期	80, 000円 80, 000円	80, 000円 80, 000円	80, 000円 80, 000円	4月末日(※1) 10月末日
実験 1 1 2 期 2 期 2 期 2 期 2	文学部 心理学科 25,000円 25,000円 文学部 情報社会学科 10,000円 10,000円 文学部 社会福祉学科 25,000円 25,000円	35, 000円 35, 000円	35, 000円 35, 000円	4月末日(※1) 10月末日 4月末日(※1) 10月末日 4月末日(※1) 10月末日
休学時在籍料 (月 額)	10,000円	10,000円	10,000円	休学手続時

備考

1 (※1)は、新入生については、入学手続締切日と読替えるものとする。

別表第2-2

入学金、授業料その他の納入金表

学部		医	学部	
金額・	医学科	看護学科	医療検査学科	納入期限
項目 期限		納入金額		柳八朔呕
入 学 金	1,000,000円	300,000円	300,000円	入学申込締切日
授 業 料 1 期 2 期 3 期	900, 000円 900, 000円 900, 000円	310, 000円 310, 000円 310, 000円	310, 000円 310, 000円 310, 000円	4月末日(※1) 8月末日 12月末日
施設拡充維持料 1 期 2 期 3 期	500, 000円 500, 000円 500, 000円			4月末日(※1) 8月末日 12月末日
教育充実料 (※2) 1年次 2年次次 3年次次4年次次 6年次	4,000,000円 2,000,000円 1,000,000円 1,000,000円 1,000,000円 1,000,000円	100, 000円 100, 000円 100, 000円 100, 000円 —	150, 000円 150, 000円 150, 000円 150, 000円 —	4月末日(※1)
実験実習料(年額)		250,000円	250,000円	4月末日(※1)
休学時在籍料 (月 額)	10,000円	10,000円	10,000円	休学手続時

備考

- 1 (※1)は、新入生については、入学手続締切日と読替えるものとする。
- 2 (※2)は、修業年限を超えた場合、最終年次の金額を納入するものとする。

別表第3-1

聴講料、入学料及び研究料の納入金表

	学部	文学部・人間健康学部・ 法学部・経済学部・商学部						
項目	金額・ 期限	納入	金 額	納入期限				
		本学卒業生	その他の者					
聴	講料	1 単 位 に つ き 4,000円 ただし、単位認定 希望者は6,000円	1 単 位 に つ き 6,000円 ただし、単位認定 希望者は10,000円	聴講許可後 14日以内				
研	入学料		20,000円	聴講許可後 14日以内				
究	研究料		180,000円 (140,000円)	入学後 1ヶ月以内				
生			()内は本学 卒業者					

備考

研究生に係る研究料は、年額とし、納入期限までに一括して納入するものとする。

別表第3-2

聴講料、入学料及び研究料の納入金表

	学部			医	学	部			
		医 学	科	看	護学	科	医	療検査学科	ł
項目	金額・期限	納入金額	納入期限	納入	金 額	納入期限	納入	金 額	納入期限
		1期 450,000円 2期 450,000円 3期 450,000円	4月末日 8月末日 12月末日	本 学 卒業生	その他 の 者		本 学 卒業生	その他 の 者	
聴	講料	聴講する学年の授業料の1/2額	ただし、 聴講許明 時のは、 新 で り は い り り り り り り り り り り り り り り り り り	1 単 位 4,000円 ただ記 発望 6,000円	1 単 位 6,000円 ただ記せ 全 望 10,000円	聴講許可後14日以内	1 単 位 4,000円 ただ記 登 4,000円 を 単 発 2 6,000円	希望者は	聴講許 可後14 日以内
研	入学料	30,000円	入学許可 後 14 日 以 内				2	20,000円	入学許 可後 14 日以内
究	研究料	500,000円 (350,000円)	入学許可 後 14 日 以 内					80,000円	入学後 1ヶ月 以 内
生		()内は本学 卒業者						内は本学 卒 業 者	

備考

- 1 研究生に係る研究料は、年額とし、納入期限までに一括して納入するものとする。
- 2 平成22年度までの医学部医学科の研究生については、本表は適用しない。

学則の変更事項を記載した書類

このたび、新たに医学部医療検査学科を設置することに伴い、久留米大学学則を下記のとおり変更したい。

記

- (1) 第3条(学部及び大学院)の医学部において「医療検査学科」を追記する。
- (2) 第30条(学生定員)に医学部医療検査学科における入学定員及び収容定員を追記する。
- (3) 第69条(入学金) 第2項、第70条(授業料) 第2項、第71条(その他の納入金) 第2項及び第73条(学納金表等) 第1項第2号において規定している別表第2-2 において医学部医療検査学科の学納金を新たに規定するとともに、表の構成を変更する。
- (4) 第73条(学納金表等) 第1項第1号において規定している別表第1に医学部医療 検査学科の入学検定料を新たに規定するとともに、表の構成を変更する。
- (5) 第73条(学納金表等)第1項第3号において規定している別表第3を、文系学部用の別表第3-1及び医学部用の別表第3-2に分離し、別表第3-2において医学部 医療検査学科の聴講料、入学料、及び研究料を新たに規定する。
- (6) 第31条(教育課程)に「学習の評価」を追記する。
- (7) 附則として、次の規定を加える。 この学則は、令和6年4月1日から施行する。

以上

-	人留木人字	子則和旧外無	? 32	N 0 . 1
	新		旧	
(学部及び)	大学院)	(学部及び)	大学院)	
第2条 本学	こ、学部及び大学院をおく。	第2条 本学	に、学部及び大学院をおく。	
2 大学院に~	ついては、別に定める。	2 大学院に	ついては、別に定める。	
第3条 学部院	は、次のとおりとし、それぞれ次の学科をおく。	第3条学部	は、次のとおりとし、それぞれ次の学科を	·おく。
文学部	心理学科	文学部	心理学科	
	情報社会学科		情報社会学科	
	国際文化学科		国際文化学科	
	社会福祉学科		社会福祉学科	
人間健康學	学部 総合子ども学科	人間健康	学部 総合子ども学科	
, II (1 2 m)	スポーツ医科学科	, 11·41·2·14	スポーツ医科学科	
法学部	法律学科	法学部	法律学科	
10-14 FI	国際政治学科	15. 7 11	国際政治学科	
経済学部	経済学科	経済学部	経済学科	
/III/ 7 FI	文化経済学科	/LEVI 4 FP	文化経済学科	
商学部	商学科	商学部	商学科	
医学部	医学科	医学部	医学科	
□ 1 HÞ	看護学科	₩ 1 HM	看護学科	
	医療検査学科		但成了们	

新 旧 (学生定員) (学生定員) 第30条 学生定員は、次のとおりとする。 第30条 学生定員は、次のとおりとする。 入学定員 編入学定員 外 国 人 入学定員 編入学定員 外 国 人 収容定員 収容定員 留学生定員 留学生定員 文学部 心理学科 85名 1名 2名 350名 文学部 心理学科 85名 1名 2名 350名 情報社会学科 情報社会学科 52名 1名 2名 218名 52名 1名 2名 218名 国際文化学科 102名 2名 4名 428名 国際文化学科 102名 2名 4名 428名 社会福祉学科 52名 1名 210名 社会福祉学科 52名 1名 210名 人間健康学部 総合子ども学科 50名 200名 人間健康学部 総合子ども学科 50名 200名 スポーツ医科学科 スポーツ医科学科 70名 280名 70名 280名 法学部 法律学科 法律学科 220名 4名 4名 904名 法学部 220名 4名 4名 904名 国際政治学科 国際政治学科 66名 280名 66名 4名 280名 4名 経済学部 経済学科 152名 2名 5名 632名 経済学科 152名 2名 5名 632名 経済学部 文化経済学科 96名 2名 4名 404名 文化経済学科 96名 2名 4名 404名 商学部 商学部 1,000名 商学科 240名 10名 商学科 240名 10名 1,000名 医学部 医学科 110名 660名 医学部 医学科 110名 660名 看護学科 440名 看護学科 440名 110名 110名 74名 医療検査学科 296名 (教育課程) (教育課程) 第31条 学部における教育課程、履修の方法、課程の修了及び進級に 第31条 学部における教育課程、履修の方法、学習の評価、課程の修了 関する事項は、学部規則において定める。 及び進級に関する事項は、学部規則において定める。

(注) 線箇所は改正部分を示す。

旧

(入学金)

第69条 学部に入学する者は、入学金を納入しなければならない。

2 入学金の納入の時期は、別表第2-1及び別表第2-2に定める。

(授業料)

第70条 学生は、授業料を納入しなければならない。

- 2 授業料は、分納することができる。分納の時期及び額については、 別表第2-1及び別表第2-2に定める。
- 3 学年の中途において卒業する者の納入する授業料は、別に定める。
- 4 外国の大学に留学する者の授業料については、別に定める。

(その他の納入金)

- 第71条 学生は、その他の納入金を納入しなければならない。
- 2 その他の納入金は、分納することができる。分納の時期及び額については、別表第2-1及び別表第2-2に定める。

(学納金表等)

- 第73条 学納金及びその分納額は、次のとおりとする。
- (1) 第37条及び第60条に規定する入学検定料については、別表第1
- (2) 第69条、第70条及び第71条に規定する入学金、授業料、施設拡充 維持料、教育充実料、実験実習料及び休学時在籍料については、別 表第2-1及び別表第2-2
- (3) 第56条及び第68条に規定する聴講料、入学料及び研究料について は、別表第3-1及び別表第3-2

附則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

(入学金)

第69条 学部に入学する者は、入学金を納入しなければならない。

2 入学金の納入の時期は、別表第2-1及び別表第2-2に定める。

(授業料)

第70条 学生は、授業料を納入しなければならない。

- 2 授業料は、分納することができる。分納の時期及び額については、 別表第2-1及び別表第2-2に定める。
- 3 学年の中途において卒業する者の納入する授業料は、別に定める。
- 4 外国の大学に留学する者の授業料については、別に定める。

(その他の納入金)

- 第71条 学生は、その他の納入金を納入しなければならない。
- 2 その他の納入金は、分納することができる。分納の時期及び額については、別表第2-1及び別表第2-2に定める。

(学納金表等)

- 第73条 学納金及びその分納額は、次のとおりとする。
- (1) 第37条及び第60条に規定する入学検定料については、別表第1
- (2) 第69条、第70条及び第71条に規定する入学金、授業料、施設拡充 維持料、教育充実料、実験実習料及び休学時在籍料については、別 表第2-1及び別表第2-2
- (3) 第56条及び第68条に規定する聴講料、入学料及び研究料について は、<u>別表第3</u>

日

別表第1

入学検定料の納入金表

学部	文学部・人間 健康学部・法	医	学	部	
金額・	学部·経済学 部·商学部	医学科	看護学科	<u>医療検査</u> 学 科	納入期限
項目 期限		納入:	金 額		
入学検定料	32,000円	60,000円	32,000円	32,000円	
入学検定料 (共通テスト利用 選抜)	15, 000円		15, 000円	15,000円	
入学検定料 (前期・共通テス ト併用型選抜)	10,000円		10,000円		入 学 願 書 受付締切日
入学検定料 (共通テスト英語 4技能利用選抜)	15, 000円				
入学検定料 (学部研究生)	20,000円				

備考 (省 略)

別表第1

入学検定料の納入金表

学部	文学部・人間健康学 部・法学部・経済学部・		医	学	部
金額・	商学部 商学部	· 栓併子部 •	医 学 科	看護学科	納入期限
期限 項目	納入金額	納入期限	納入金額	納入金額	が1 ノく 対 1 P以
入学検定料	32,000円	入 学 願 書 受付締切日	60,000円	32,000円	入 学 願 書 受付締切日
入学検定料 (共通テスト利用 選抜)	15,000円	入 学 願 書 受付締切日		15, 000円	入学願書 受付締切日
入学検定料 (前期・共通テス ト併用型選抜)	10,000円	入 学 願 書 受付締切日		10,000円	入 学 願 書 受付締切日
入学検定料 (共通テスト英語 4技能利用選抜)	15,000円	入 学 願 書 受付締切日			入 学 願 書 受付締切日
入学検定料 (学部研究生)	20,000円	入 学 願 書 受付締切日			

備考 (省 略)

日

別表第2-2

入学金、授業料その他の納入金表

学部		医气	学部	
金額・期限	医学科	看護学科	医療検査学科	納入期限
項目		納入金額		州八州収
入 学 金	1,000,000円	300,000円	300,000円	入学申込締切日
授 業 料 1 期 2 期 3 期	900, 000円 900, 000円 900, 000円	310, 000円 310, 000円 310, 000円	310,000円 310,000円 310,000円	4月末日(※1) 8月末日 12月末日
施設拡充維持料 1 期 2 期 3 期	500, 000円 500, 000円 500, 000円			4月末日(※1) 8月末日 12月末日
教育充実料 (※2) 1 年次 2 年次次 3 年次次 4 年次 6 年次	4,000,000円 2,000,000円 1,000,000円 1,000,000円 1,000,000円 1,000,000円	100,000円 100,000円 100,000円 100,000円 二 二	150,000円 150,000円 150,000円 150,000円 = =	4月末日(※1)
実験実習料(年額)		250,000円	250,000円	4月末日(※1)
休学時在籍料 (月 額)	10,000円	10,000円	10,000円	休学手続時

備考

- 1 (※1)は、新入生については、入学手続締切日と読替えるものとする。
- 2 (※2)は、修業年限を超えた場合、最終年次の金額を納入するものとする。

別表第2-2

入学金、授業料その他の納入金表

学部		医鱼	学部	
金額・期限	医 学 科	納入期限	看護学科	納入期限
項目	納入金額	<u>1417 (24197</u>	納入金額	/H1/ C/9/1P2C
入 学 金	1,000,000円	<u>入学申込締切日</u>	300,000円	入学申込締切日
授 業 料 1 期 2 期 3 期	900, 000円 900, 000円 900, 000円	<u>4月末日(※1)</u> <u>8月末日</u> <u>12月末日</u>	310, 000円 310, 000円 310, 000円	4月末日(※1) 8月末日 12月末日
施設拡充維持料 1 期 2 期 3 期	500, 000円 500, 000円 500, 000円	<u>4月末日(※1)</u> <u>8月末日</u> <u>12月末日</u>		
教育充実料 1年年年次次次次次 3年年年 5年 6	4,000,000円 2,000,000円 1,000,000円 1,000,000円 1,000,000円 1,000,000円	入学手続締切日 <u>入学翌年度</u> (4月末日)	100,000円 100,000円 100,000円 100,000円	<u>入学手続締切日</u> 4月末日 4月末日 4月末日 4月末日
実験実習料(年額)			250,000円	4月末日(※1)
休学時在籍料 <u>(※2)</u> (月 額)	10,000円	<u>休学手続時</u>	10,000円	休学手続時

備 考

- 1 (※1)は、新入生については、入学手続締切日と読替えるものとする。
- 2 (※2)は、平成21年度までの入学生には適用しない。

旧

別表第3-1

聴講料、入学料及び研究料の納入金表

	学部	文学部・人間健康学部・ 法学部・経済学部・商学部				
項目	金額・期限	納入	金 額	納入期限		
		本学卒業生	その他の者			
聴	講料	1 単 位 に つ き 4,000円 ただし、単位認定 希望者は6,000円		聴講許可後 14日以内		
研	入学料		20,000円	聴講許可後 14日以内		
究	研究料		180, 000 円 (140, 000 円)	入学後 1ヶ月以内		
生			()内は本学 卒業者			

備考

研究生に係る研究料は、年額とし、納入期限までに一括して納入するものとする。

削 る

別表第3

聴講料、入学料及び研究料の納入金表

	学部	文学部・人間健康	学部・		医	ž į	<u>部</u>	
		法学部・経済学部	・商学部	医 学	<u>科</u>	<u>看</u>	護学科	<u> </u>
項目	金額・期限	納入金額	納入期限	納入金額	納入期限	納 入	金 額	<u>納 入</u> 期 限
		本 学 その他 卒業生 の 者		1期 450,000円 2期 450,000円 3期 450,000円	8月末日	<u>本 学</u> <u>卒業生</u>	<u>その他</u> の 者	
聴	講料	1 単位 につき 4,000円 ただし、 単位認 定希望 者 は 6,000円 10,000円	可後14 日以内 思 は	<u>聴講する</u> <u>学年の授業</u> <u>料の1/2額</u>	ただし、 聴講許可 時の聴講 料は、許 可後14日 以内	1 単位につき4,000円ただし、単位認定者6,000円	1 単位 につき 6,000円 ただし、 単位認 者 は 10,000円	<u>聴講許</u> 可後14 日以内
	入学料	20,000円	入学許 可後 14 日以内	30,000円	入 学 許 可後 1 4 日 以 内			
研究	研究料	180, 000 円 (140, 000 円)	入学後 1ヶ月 以 内	500, 000 円 (350, 000 円)	<u>入学許可</u> 後 14 日以 内			
生		()内は本学 卒 業 者		()内は本学 <u>卒業者</u>				

備ま

- <u>1</u> 研究生に係る研究料は、年額とし、納入期限までに一括して納入するものとする。
- 2 平成22年度までの医学部医学科の研究生については、本表は適用しない。

(注) ___線箇所は改正部分を示す。

日

別表第3-2

聴講料、入学料及び研究料の納入金表

	<u>学部</u> 丶			<u>医</u>	学	部			
		医 学	<u>科</u>	<u>看</u>	護 学	<u>科</u>	<u>医</u>	療検査学科	Ł
<u>項目</u>	<u>金額・</u> <u>期限</u>	納入金額	納入期限	<u>納 入</u>	金 額	<u>納 入</u> 期 限	<u>納 入</u>	金 額	<u>納 入</u> 期 限
		1期 450,000円 2期 450,000円 3期 450,000円	<u>4月末日</u> <u>8月末日</u> 12月末日	<u>本 学</u> <u>卒業生</u>	<u>その他</u> の 者		<u>本 学</u> <u>卒業生</u>	<u>その他</u> の 者	T+ =# = L
<u>聴</u>	<u>講 料</u>	聴講する 学年の授業 料の1/2額	<u>ただし、</u> 聴講許可 時の聴講 料は、許 可後14日 以内	1 単位 につき 4,000円 ただし、 単位認定 希望者は 6,000円	1 単位 につき 6,000円 ただし、 単位認定 希望者は 10,000円	<u>聴講許</u> 可後14 日以内	1 単位 につき 4,000円 ただし、 単位認定 希望者は 6,000円	1 単位 につき 6,000円 ただし、 単位認定 希望者は 10,000円	<u>聴講許</u> 可後14 日以内
<u>研</u>	入学料	30,000円	入学許可 後 14 日 以 内				<u>2</u>	20,000円	入学 <u>許</u> 可後 14 日以内
<u>究</u>	研究料	<u>500,000円</u> <u>(350,000円)</u>	入学許可 後 14 日 以 内					80,000円 0,000円)	<u>入学後</u> 1ヶ月 以 内
生		<u>() 内は本学</u> <u>卒 業 者</u>						<u>内は本学</u> 卒 業 者	

備考

- 1 研究生に係る研究料は、年額とし、納入期限までに一括して納入するものとする。
- 2 平成22年度までの医学部医学科の研究生については、本表は適用しない。

〇久留米大学医学部教授会規程(案)

昭和52年2月8日規程第51−6号

- 第1条 学則第11条に基づき、医学部に教授会を置く。
- 2 医学部医学科に医学科講座主任教授会議(以下「主任教授会議」という。)を、 医学部の各学科に、それぞれ学科教授会議を、医学部看護学科及び医療検査学科 にそれぞれ拡大教授会議を置く。
- 第2条 教授会は、医学部医学科の講座主任教授(以下「主任教授」という。)及び それ以外の教授(以下「教授」という。)並びに看護学科教授及び医療検査学科教 授をもって組織する。
- 2 主任教授会議は主任教授を、医学科教授会議は主任教授及び教授を、看護学科 教授会議は看護学科教授を、医療検査学科教授会議は医療検査学科教授をもって 組織する。
- 3 看護学科拡大教授会議は、看護学科教授、准教授及び講師を、医療検査学科拡 大教授会議は、医療検査学科教授、准教授及び講師をもって組織する。
- 第3条 教授会は、医学部長が、主任教授会議、学科教授会議及び拡大教授会議は、 当該学科長が招集し、その議長となる。
- 2 医学部長に事故ある場合は、医学部長があらかじめ指名した主任教授が、学科 長に事故ある場合は、学科長があらかじめ指名した主任教授又は当該学科教授が その職務を代行する。
- 第4条 教授会、主任教授会議、学科教授会議及び拡大教授会議は、構成員の過半 数の出席がなければ開くことができない。
- 2 前項所定の成立要件を満たさない場合は、可及的速やかに教授会、主任教授会 議、学科教授会議及び拡大教授会議を招集する。
- 3 教授会、主任教授会議、学科教授会議及び拡大教授会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第5条 教授会、主任教授会議及び学科教授会議は、次の事項について、学則第11 条第2項に基づき取り扱うものとする。ただし、看護学科及び医療検査学科の学科 教授会議においては、次の第1号、第2号及び第3号を除く。
 - (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育課程の編成に関する事項
 - (4) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 2 教授会、主任教授会議及び学科教授会議は、前項に規定するもののほか、次の 事項について、学則第11条第3項に基づき取り扱うものとする。ただし、看護学科 及び医療検査学科の学科教授会議においては、次の第2号及び第3号を除く。
- (1) 規則に関する事項
- (2) 学務に関する事項

- (3) 学生に関する事項
- (4) 教育職員の人事に関する事項
- (5) 学部内又は学科内の予算に関する事項
- (6) 学長の諮問に関する事項
- (7) その他議長が必要と認める事項
- 第6条 看護学科及び医療検査学科の拡大教授会議は、次の事項について、学則第 11条第2項に基づき取り扱うものとする。
 - (1) 学生の入学及び卒業に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 教育課程の編成に関する事項
- 2 看護学科及び医療検査学科の拡大教授会議は、前項に規定するもののほか、次 の事項について、学則第11条第3項に基づき取り扱うものとする。
- (1) 学務に関する事項
- (2) 学生に関する事項
- (3) その他議長が必要と認める事項
- 第7条 教授会、主任教授会議、学科教授会議及び拡大教授会議を招集するには少なくとも会議の2日前までに構成員に対し、会議の議題、日時及び場所を通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 第8条 議長が必要と認めたときは、その他の職員を会議に出席させることができる。
- 第9条 教授会、主任教授会議、学科教授会議及び拡大教授会議における報告、審議の結果は議事摘録とし、構成員に配布しなければならない。

附則

- 1 この規程は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 久留米大学医学部合同教授会規程(規程第50-3号)は、廃止する。

附 則 (58. 5. 28)

この規程は、昭和58年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年5月18日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。 附 則 (5.1.27) この規程は、令和6年4月1日から施行する。